

三朝町会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月18日

三朝町長

三朝町規則第15号

三朝町会計規則の一部を改正する規則

三朝町会計規則（平成20年三朝町規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(賠償責任を有する職員の指定) 第132条 <u>法第243条の2の9第1項後段</u> の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) 略	(賠償責任を有する職員の指定) 第132条 <u>法第243条の2の8第1項後段</u> の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) 略

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。